

岡山県公報		発行 岡山県			
目次			担当課（室）		
○ 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載) ○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正 【告示】 (県例規集登載) ○ 指定通所支援の事業の廃止の届出 (県例規集登載) 〃 ○ 知事指定薬物の指定の失効 〃 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退 ○ 特定計量器定期検査 ○ 保安林の解除予定 ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定 ○ 都市計画事業の事業計画の変更認可 ○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出 【公告】 ○ 一般競争入札の実施			指導監査室 障害福祉課 経営支援課 指導監査室 〃 医薬安全課 障害福祉課 工業技術センター 治山課 防災砂防課 都市計画課 建築指導課 消防保安課		
○ 国土調査の成果の認証 ○ 肥料の登録 ○ 肥料の登録の有効期間の更新 ○ 肥料の登録の失効 ○ 土地改良区清算人の退任届 ○ 公共測量の実施 ○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 ○ 〃 ○ 随意契約の相手方の決定 〃 【公安委員会】 ○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)			中山間・地域振興課 農産課 〃 〃 耕地課 監理課 都市計画課 建築指導課 警察本部会計課 〃 〃 地域課		

◎岡山県規則第十四号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年岡山県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（様式第二号）」を削る。

第五条第一項中「判定依頼書受理簿（様式第三号）」を「政令第二条の規定による判定書の交付の求めがあつたときは、受理簿に」に改め、同条第二項中「相談記録票（様式第四号）」を「記録票」に改める。

第六条中「身体障害者手帳返還届（様式第五号）」を「返還届」に改める。

第七条を次のように改める。

（その他）

第七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

第八条及び第九条を削る。

様式第一号から様式第二十一号までを削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百十八号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第九号中「4,000万円」や「6,000万円」及び「である場合は、年0.20%」や「であって、特定中小企業者である場合は年0.20%、その他の者である場合は付表5のとおり」に改める。

付表四の次に次の一表を加える。

付表5

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象の料率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

（単位：％）

備考 付表1の備考の規定は、この表について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

◎岡山県告示第百十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

すたあと

2 所在地

玉野市奥玉一―一八―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人玉野つつじねっと

2 主たる事務所の所在地

玉野市長尾一二――三

三 廃止年月日

令和四年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇〇九三

五 サービスの種類

児童発達支援

◎岡山県告示第百二十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、次の指定通所の支援事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ほっぷあっぷ

2 所在地

玉野市長尾一三一―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人玉野つつじねっと

2 主たる事務所の所在地

玉野市長尾一三一―三

三 廃止年月日

令和四年三月三十一日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇〇三六

五 サービスの種類

児童発達支援

◎岡山県告示第百二十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 エチル―ニ―「―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド」―ニ・三―ジメチルブタノアールト（通称名五F―EDMB―PICA、五F―EDMB―ニ二〇―）及びその塩類

2 ニ―（三―メトキシフェニル）―ニ―（プロピルアミノ）シクロヘキサ―ニ―オン（通称名Methoxpropamine、MXPr）及びその塩類

3 ニ―「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ―ニ―（ピロリジン―イール）エチル」―一H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称名Etonitazepyrne、N―Pyrrolidino Etonitazene）及びその塩類

4 一・ニ―ジフェニル―ニ―（ピロリジン―イール）エタン―ニ―オン（通称名α―DニPV、A―DニPV）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和四年三月十七日

◎岡山県告示第百二十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和四年三月八日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

一	指定した医師		
	指定医師名	診療科目	所在地
	田中芳幸	肢体不自由	笠岡市笠岡五六二八―一
	物部秀明	心臓	小田郡矢掛町小林一六七―一
二	指定を辞退した医師		
	指定医師名	診療科目	所在地
	竹林俊朗	視覚	真庭市中四四四―七
	角道祐一	心臓、呼吸器、じん臓、小腸、免疫	真庭市勝山一〇七〇
		医療機関の名称	
		笠岡市立市民病院	
		水川内科医院	
		医療機関の名称	
		たけばやし眼科	
		医療法人敬和会近藤病院	

令和4年3月18日 岡山県公報 第12379号

◎岡山県告示第百二十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場	所	期	日
赤磐市	赤磐市吉井支所		令和四年 五月十九日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	赤磐市熊山支所		二十日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	晴れの国岡山農業協同組合赤坂支店		二十三日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	〃		二十四日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	赤磐市山陽産業会館		二十五日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇
	〃		二十六日	一〇三〇〃 一二〇〇〇
	〃		〃	一三三〇〃 一五〇〇〇

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関
一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつた。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

高梁市中井町津々字瀬戸二四八五の六、二四八六の五、二四八七の七、二四八八の六、二四八九の五、二四九〇の六、字チガヤ二四九三の七、二四九三の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

屋敷地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市二子屋敷九六三番
一号及び二号

九五九番 五号

九四六番一十号

	//	
	//	
	//	
	//	
九四九番二		十一号

[illegible][illegible]

山之上三九番一	川	九六一番	十七号及び十八号
三号及び七号	川		

山之上九三番一
三号及び七号

九四二番	九四二番
六号	四号及び六号

九四三番	九号
------	----

内田九五四番
十四号

九五七番
十五号

◎岡山県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年四月七日付け岡山県告示第二百五十号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

倉敷市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 地
		岡山県南広域都市計画道路事業 三・三・倉三百三 新田上富井線	平成十八年四月七日か ら 令和九年三月三十一日 まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

令和4年3月18日 岡山県公報 第12379号

◎岡山県告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社東京建築検査機構

二 変更の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更（一部閉所）
新…構造判定事業部

東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

T B T C 九州構造センター

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号

旧…構造判定事業部

東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

T B T C 九州構造センター

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号

T B T C 中国構造センター

広島県広島市中区銀山町三番一号

三 変更の年月日

令和四年四月一日

「一〇五」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 調達件名
岡山県消防防災ヘリコプター運航管理業務
- (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
令和4年6月1日から令和9年5月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第34号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「6 運送保管」、小分類が「1 旅客運送」であり、格付区分がAであるものであること。
- (2) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業及び同条第21項に規定する航空機使用事業の許可を得ている者であること。
- (3) この一般競争入札に係る業務と同種の業務を過去5年以内に1年以上履行した実績を証明することができる者であること。
- (4) 仕様書に定める操縦士等の有資格者を運航要員とすることができる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (6) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年3月31日（木）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701-1131 岡山市北区日応寺761-1

岡山県消防保安課 消防防災航空センター

電話（086）250-0330

FAX（086）294-7885

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年3月18日（金）から同年4月8日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ220グラムであるので、注意すること。

なお、岡山県消防保安課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/13/>）からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等（郵便又は信書便による送付をいう。以下同じ。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月28日（木）午後1時30分

ただし、郵送等により入札書を提出する場合にあっては、令和4年4月27日（水）午後4時を受領期限とする。

イ 場所

〒701-1131 岡山市北区日応寺761-1

岡山県消防保安課 消防防災航空センター 会議室

ただし、郵送等による場合にあっては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する添付書類を令和4年4月8日（金）午後4時までに、4（1）の場所へ提出しなければならない（郵送等により提出することもできる。）。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

6 その他

（1） 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（2） 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

（3） 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

（4） 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

（5） 契約書作成の要否
要

（6） 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（7） 入札執行、契約締結等の条件

当該事業に係る予算が岡山県議会において承認されることを条件とする。

（8） 契約における特約事項

契約締結後において、当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合又は岡山県消防防災ヘリコプターの機種を変更した場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

（9） その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

（1） Name and quantity of the service to be procured :

Fire and disaster helicopter flight management operation

（2） Contract period :

From 1 June, 2022 through 31 May, 2027

（3） Time limit for tender :

1 : 30 P.M. Thursday, 28 April, 2022

(tenders sent by mail must be received by 4 : 00 P.M. 27 April, 2022)

（4） Contact point for the notice :

Okayama Prefecture Fire Prevention and Public Safety Division, Fire and Disaster Prevention Aviation Center

1 - 761 Nichiouji, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 701-1131, Japan

Tel : 086-250-0330

〔一〇六〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行つた者の名称	新見市	倉敷市
調査を行った期間	令和元年五月 、 令和三年三月	令和元年五月 、 令和三年十二月
成果の名称	新見市の地籍図及び地籍簿	倉敷市の地籍図及び地籍簿
調査を行つた地域	高尾の一部	松江一丁目の一部及び松江二丁目の一部
認証年月日	令和四年三月十日	令和四年三月十日

〔二〇七〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
岡山県 第一七七号	消石灰	ミノリーナ（ナチュラル）	アルカリ分 七五・〇 く溶性苦土 二〇・〇	該当なし	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五―一	令和三年六月二十九日
岡山県 第一七八号	魚かす粉末	魚荒粕粉末106号	窒素全量 一〇・〇 りん酸全量 六・〇	該当なし	小山物産株式会社 岡山県岡山市北区延友四三六番地一	令和三年七月二日
岡山県 第一七九号	魚かす粉末	味バック魚かす	窒素全量及びりん酸全量の 合計量 一二・〇 窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇	該当なし	株式会社カネソ22 岡山県笠岡市茂平字西吉原一六九四番地 一一	令和三年七月二十一日
岡山県 第一八〇号	副産石灰肥料	粒状かきがら石灰	アルカリ分 四五・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	協和株式会社 栃木県佐野市築地町五番一号	令和三年十一月二十九日
岡山県 第一八一号	副産肥料	日食焼成灰R3	く溶性りん酸 一九・〇 内水溶性りん酸 一・五 く溶性加里 一四・〇 内水溶性加里 三・〇 く溶性苦土 八・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	日本食品化工株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	令和三年十二月十四日
岡山県 第一八二号	なたね油かす及び その粉末	粒状なたね油粕	窒素全量 五・三 りん酸全量 一・九	該当なし	加藤製油株式会社 大阪府大阪市此花区梅町二丁目一番一六	令和四年一月十九日

岡山県 第一八三 号	号
なたね油かす及び その粉末	
なたね油粕粉末	
窒素全量 りん全量 加里全量 五・三 一・九 一・〇	加里全量 一・〇
該当なし	
加藤製油株式会社 大阪府大阪市此花区梅町二丁目一番一六 号	号
令和四年一月十九日	

令和4年3月18日 岡山県公報 第12379号

〔二〇八〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第五六四号	消石灰	65.0消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	足立石灰工業株式会社 岡山県新見市足立三八九三番地	令和三年九月二十八日
岡山県 第六八四号	生石灰	80.0生石灰	アルカリ分 八〇・〇	該当なし	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五一一	令和三年六月二十九日
岡山県 第六九〇号	生石灰	80.0生石灰	アルカリ分 八〇・〇	該当なし	新中石灰工業株式会社 岡山県新見市草間八九三五	令和三年九月八日
岡山県 第七三六号	生石灰	85.0生石灰	アルカリ分 八五・〇	該当なし	中山石灰工業株式会社 岡山県真庭市宮地二二五二	令和三年三月五日
岡山県 第七六二号	炭酸カルシウム肥料	炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 五四・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	中山石灰工業株式会社 岡山県真庭市宮地二二五二	令和三年三月二十三日
岡山県 第八二三号	消石灰	65.0消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	新中石灰工業株式会社 岡山県新見市草間八九三五	令和三年九月八日
岡山県 第八八三号	消石灰	65.0消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五一一	令和三年九月二十九日
岡山県 第九一〇号	副産石灰肥料	粒状副産石灰肥料	アルカリ分 四七・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	かきがら工業協同組合 広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三	令和三年四月二十七日
岡山県 第九二八号	副産石灰肥料	うらべ粒状副産石灰肥料	アルカリ分 四七・〇	含有を許される有害成分の最大	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	令和三年五月二十八日

令和4年3月18日 岡山県公報 第12379号

岡山県	岡山県 第一一三七号	岡山県 第一一三五号	岡山県 第一一三一号	岡山県 第一一〇一号	岡山県 第一〇三一号	岡山県 第九八九号	岡山県 第九七七号	
副産石灰肥料	炭酸カルシウム肥料	消石灰	甲殻類質肥料粉末	副産植物質肥料	消石灰	副産石灰肥料	とうもろこし浸漬液肥料	
カキガラ副産石灰	15炭酸苦土石灰	70.0消石灰	純正カニガラペレット	ト部発酵副産肥料	70.0消石灰	うらべ粒状石灰肥料	日食CSLM	
アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇	アルカリ分 七〇・〇	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇	窒素全量 二・〇 加里全量 一〇・〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 四一・〇	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇 内水溶性加里 二・〇	
含有を許される	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり	量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
東方工業株式会社	共栄ジャパン有限公司 愛知県清須市須ヶ口三二四番地の一	共栄ジャパン有限公司 愛知県清須市須ヶ口三二四番地の一	株式会社錦海化成 鳥取県境港市昭和町七番地三	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五―一	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	日本食品化工株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	
令和四年二月二十一日	令和四年二月一日	令和四年一月十一日	令和三年八月十日	令和三年八月二十三日	令和三年六月二十九日	令和三年三月二日	令和三年四月十六日	

岡山県 第一四四号	岡山県 第一四三号	岡山県 第一四二号	岡山県 第一四一号	岡山県 第一四〇号	第一三九号
副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	
カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	
アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	
含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
誠信産業株式会社 岐阜県羽島市足近町南宿一五六番地一	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発志院町三七八番地	共栄ジャパン有限公司 愛知県清須市須ヶ口三二四番地の一	シーシーエフジャパン有限公司 愛知県岡崎市市場町東町一三番地	日本バイオ化学工業有限公司 神奈川県川崎市宮前区神木二丁目六番二〇号	佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一〇号
令和四年二月二十一日	令和四年二月二十一日	令和四年二月二十一日	令和四年二月二十一日	令和四年二月二十一日	

〔二〇九〕肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
岡山県 第九〇五号	なたね油かす及び その粉末	粒状なたね油粕	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・三 加里全量 一・〇	該当なし	加藤製油株式会社 大阪府大阪市此花区梅町二丁目一番一六号	令和四年一月十四日
岡山県 第一一五八号	炭酸カルシウム肥料	55・0井倉炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 五五・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	井倉化学工業株式会社 岡山県新見市井倉三二番地	令和四年一月一日

〔一一〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があった。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称	
台金屋土地改良区	
二 退任清算人	
退任清算人氏名	住 所
西岡 芳博	真庭市台金屋三六四―四
村松 強	〃 〃 六六七
三村 亀一	〃 〃 六一七―一
坂本 薫	〃 〃 六五九―九
浅雄 勝彦	〃 〃 多田二〇九
清水 千寿	〃 〃 五反五九一
花本 一利	〃 〃 目木一二八〇
船津 仁志	〃 〃 台金屋二七一―一

〔一一一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市浦伊部地区	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和四年二月七日から同年十一月三十日	測 量 期 間

令和4年3月18日 岡山県公報 第12379号

〔一一二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により高梁市から高梁都市計画道路についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 都市計画の種類

高梁都市計画道路

二 都市計画の変更年月日

令和四年三月十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、高梁市土木部都市整備課において縦覧に供する。

令和4年3月18日 岡山県公報 第12379号

〔一一三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市日古木字前田五九一、六〇一―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市桜が丘東二丁目二一六〇二サンリットヒル二〇二号室

塚本 将久

三 許可年月日及び許可番号

令和四年一月二十六日岡山県指令建指第三八九号

令和4年3月18日 岡山県公報 第12379号

〔一一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町北西三〇五―九、三〇五―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原四九四―二 K a d o y a k a n A棟一〇一

大月 孝太

三 許可年月日及び許可番号

令和四年一月五日岡山県指令建指第三七一号

令和4年3月18日 岡山県公報 第12379号

〔一一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字塔之元四六六一、四六六一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音上中島一八〇五一五リバーサイド清音一〇一

鷲見 圭祐

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十二月一日岡山県指令建指第三二六号

令和4年3月18日 岡山県公報 第12379号

〔一一六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方等を決定した。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
岡山県警察緊急配備等捜査支援システム再貸貸借 一式
- 二 借入期間
令和四年三月十五日から令和五年三月十四日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部刑事部刑事企画課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年三月九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社岡山営業所
岡山市北区下石井二丁目二番五号
- 六 契約金額
九九、九八二、〇七九円（うち消費税額及び地方消費税の額九、〇八九、二七九円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

令和4年3月18日 岡山県公報 第12379号

〔一一七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方等を決定した。

令和四年三月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
指掌紋情報管理システム再賃貸借 一式
- 二 借入期間
令和三年十二月一日から令和四年十一月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部刑事部鑑識課
岡山市北区富田町一丁目三番二号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年八月四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 契約金額
一月当たり一、五二一、七〇七円（うち消費税額及び地方消費税の額二二九、三三七円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

◎岡山県公安委員会規則第三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十八日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二号の表西大寺駅前交番の項中「西大寺中野の一部」の下に「西大寺川口、西大寺浜、西大寺新、西大寺五明、西大寺門前、西大寺新地、西大寺射越」を、「西隆寺」の下に「長沼、神崎町の一部」を加え、同表豊駐在所の項を削る。

第十一号の表菅生駐在所の項中「西坂四六〇」を「西坂七七二番地五」に改める。

第十三号の表金光駅前交番の項中「占見新田三三五の二一」を「占見新田三三五番地三一」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月二十五日から施行する。ただし、第十一号の表及び第十三号の表の改正規定は、令和四年三月三十日から施行する。